

## 議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和2年8月4日（火）

開 会（午後1時30分）

### 【議 事】

#### 議会改革に関する事項 「政治倫理条例の見直しについて」

越阪部委員長

所沢市議会議員政治倫理条例を改正することになった場合の手続き及びスケジュールについて確認しておきます。事務局から説明をお願いします。

大島 議会事務局  
主幹

前回の委員会の際、パブリックコメントのスケジュールについて、お話がありましたので、これまでの例を参考に説明させていただきます。

直近の議会基本条例改定に関する特別委員会を例としてあげさせていただきますと改定するにあたり、専門的知見の活用や報告会なども行い、その後、パブリックコメントを2週間程度行いました。

今回、政治倫理条例を改正する場合にあたり、ひとつの解釈として、直接、市民に直接関係のない条文の改正であれば、報告会等は行わなくてもよいのかということなどの確認を含め、決めていただければと思います。もし、パブリックコメントだけを行うということであれば、パブリックコメントで2週間、その意見に対する回答作成の時間や条文の作りなどを

行うため時間を考慮しますと、条例改正までおよそ3か月間は必要かと考えております。

前回の委員会では、12月定例会で条例改正との話がありましたが、そこから遡りますと9月にはどこをどのような理由で改正するかまでお考えいただいて、パブリックコメントの準備に入っていくこととなります。

なお、専門的知見の活用は、議会の議決が必要となりますので、これらを見込みますとさらに前倒しで進めていくこととなります。

最後に政治倫理条例の改正となりますと、全議員の身分に関わることとなりますので、全員協議会をパブリックコメント実施前に開催していただくとうよろしいかと考えます。

石原委員

市民向けの報告会を開催しなくても改正を進められるという説明があったが、議会基本条例の改正時と今回の違いについて、整理して教えてほしい。

大島議会事務局主幹

前回の委員会において、廣瀬先生をお呼びしたいとお話がありましたが、地方自治法第100条の2の調査にするのか、議員研修会にするのか、そこで若干、時間のかかり方は異なります。

地方自治法第100条の2の調査ですと議会の議決が必要となり、仮に9月定例会の会期末に議決をいただいて、そこから先生に調査していただき、これまでの例に倣いますと報告をいただくまでに2、3か月を要して

います。

前回の議会基本条例改正時は、時間をかけて全文を協議した後、改正を行ってきましたので、先ほどのお話のような手順を踏んできましたが、今回、まずは優先的にハラスメント対策に係る条文を盛り込むだけの改正を進めていく場合には、報告会の開催やそこまでの調査をする必要があるのかどうかという議論も必要かと思います。

石原委員

議会基本条例の改正の部分にしる、政治倫理条例の改正の部分にしる、少なからず市民の方に関わりがあるものと思っている。ハラスメントを急ごうということであるが、不幸にしていろいろな事件が重なっていて、市民やマスコミの関心も高い。また、提案した論点である公共事業の請負契約等について、補助金団体について、なども市民と関わりがあることなので、議会基本条例の改正の市民への報告会と同様に政治倫理条例の改正も市民向けにあった方がよいと思う。

川辺委員

我が会派でも、政治倫理条例の改正について話し合ったところ、委員会では12月定例会に向けてという話もあったが、有識者から意見を聞いて、もっと時間をかけるべきではないかという意見があった。

また、政治倫理条例の見直しの論点が5点あったが、この中から絞ってやっていくなり、十分な議論をしていく方がよいとの意見があった。

越阪部委員長

今のお話しを含め、前回、石原委員が提案した論点について、各会派に持ち帰りとなっていた意見を順次報告してください。

島田副委員長

石原委員が示した論点について、特段、問題はない。先ほどの手続きの話で、廣瀬先生と連絡が取れて、地方自治法第100条の2の調査でも議員研修会でも依頼を受けることは可能であるとのことだったので、実施した上で、盛り込むべき内容について議論を重ね、市民への報告会やパブリックコメントを行い、案では12月定例会に提案できたらと話していたが、これらを実施することで時間がかかってしまっても、拙速に作成するよりはよいと思う。

荻野委員

政治倫理条例の改正については、何の異論もなかった。以前、議員提出議案で議論になった時も、もう少し時間をかけた方がよいという話もあったので、島田副委員長から話があったように、廣瀬先生の意見を聞くなり、本来であれば視察に行ければよいのだが状況として難しいので、委員皆さんと協議していければよい。

矢作委員

石原委員が言うようにパブリックコメントなどを実施した方がよい。  
1点、確認するが、当初は12月定例会で条例改正という話があったが、廣瀬先生の研修を行うと12月は難しくなる。

島田副委員長

議会基本条例の見直しも関わってくるので、最終的には3月を目途にという話であったが、いいものを作るということであれば、前後するのは仕方がないことである。

越阪部委員長

この特別委員会は1年間で区切りを付けたいと思っています。先に政治倫理条例の結論を出す上で、12月というのを目安としたが、廣瀬先生の意見を聞くということが話として出てきて、報告会やパブリックコメントを行うことで、後ろにずれてしまうのはやむを得ないと考えます。

矢作委員

慎重に進めた方がよい。

川辺委員

議員の関係する企業が市の公共事業等の請負契約等することの規定については、他市事例もいくつかあるが、仮に条例化した場合に、どのようにチェックしていくのか、どこまで実効性があるのか、といったところについて、議論や検証をしながら、進めてもらいたいとの意見があった。

また、ハラスメントと議員が市からの補助金を受けている団体の長を務めることの禁止については賛成である。

議員が反社会的勢力等との関係を持つことの禁止については、議員は市民とのふれあいが多い中で、関係を断つことは当然であるが、広く議論していくべきである。

議員が品位を欠く行動をしてはならないことの規定についても、いろい

るな角度から議論した上で改正を進めるべきではないかという意見がある。

松本委員

石原委員が現在の状況を鑑み5つの論点を示してくれたことを評価する。各論点を見ると、議員の関係する企業が市の公共事業等の請負契約等することの規定については、議論を要する。ハラスメントと補助金については、すぐに取りかかれ、青木前議長の際にハラスメントの条項が欠けているということで発生したもので、これを優先すべきと考える。

議員が反社会的勢力等との関係を持つことの禁止について及び議員が品位を欠く行動をしてはならないことの規定については、一般社会人が取るべき態度であり、議論していく必要がある。

結論は、ハラスメントと補助金の規定については、期限を区切った中では、優先すべき課題である。

石原委員

委員の皆さんからリアクション含め、意見をいただいたが、議論をしていって、条文の形を作ればよいと思う。廣瀬先生に見解を伺うのであれば、その見解を踏まえ、論点以外にも必要と思われるものがあれば、議論に加えて整理していく必要があると思われる。

島田副委員長

政治倫理条例と合わせて、議会BCPのポイントとなる場所など、廣瀬先生に伺いたい論点を委員から出してもらい、近いうちに、廣瀬先生に

お願いするのはいかがか。廣瀬先生へのお願いの方法は、地方自治法第100条の2の調査委託で行った方がよいか。

大島議会事務局主幹 先ほども申しあげましたとおり、調査委託であれば、議会の議決が必要になります。

荻野委員 議会事務局に確認するが、廣瀬先生が委員になっている政策研究審議会について、今年度はどのような方向性で動いているのか。

大島議会事務局主幹 任期の関係で言いますと、11月頃に任期満了に伴って人選されることになりましたが、代表者会議等でもまだ人選の協議に入っていないため、現段階では再任になるかはお答えできません。

島田副委員長 政策研究審議会に諮問するというのもよいかと考える。

荻野委員 タイミングが合えば、政策研究審議会を活用することでもよい。  
仮に活用するならば、10月、11月頃に諮問して、年明けの答申となる。

島田副委員長 地方自治法第100条の2の調査委託の前に先生の都合がつけば、先生を委員会にお呼びして、意見交換してから正式に調査委託するというのは

どうか。

廣瀬先生に意見を伺った方が、論点が明確になると思う。

越阪部委員長

8月18日の委員会に廣瀬先生を参考人招致し、意見を伺うということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員了承)

越阪部委員長

本市議会議員政治倫理条例は、審査会の実施などが主体となっていて、議員の政治倫理が主体となっていないようなところもあるので、ハラスメントの条項を追加するだけでなく、全面的な見直しも含め、廣瀬先生から意見を伺えればと思います。

次回予定の8月18日は、廣瀬先生と意見交換を行い、これまで協議した事項を整理する場としたいと思います。



議会改革に関する事項 「予算の委員会付託のあり方について」

越阪部委員長

それでは次に、予算の委員会付託のあり方について議題とします。

前回、島田副委員長から示された考え方について、各会派に持ち帰っていただいていたと思います。

各委員からの意見を確認していきます。

荻野委員

予算の委員会付託のあり方について、会派から特に意見、異論は出ていない。

各常任委員会の審査内容がさびしくなっており、その観点からの方向性で見直すのもよいと思う。

石原委員

私どもの会派も島田副委員長提案の内容に賛同する意見である。予算常任委員会審査を何度か経験し、課題も出てきたと思うので、このあたりで整理して、改善できるものは取り入れていければという考えである。

矢作委員

当会派も提案された内容で概ねよいということだが、一般会計の操出、繰入は、特別会計、事業会計と関係してくるが、その扱いをどのようにするのか。予算常任委員会で審査することでよいとは思う。

また、決まった場合にいつから委員会の付託先を変更していくのかも決めていく必要があると考える。

川辺委員

昨年、予算特別委員会が常任委員会化して1年が経過するが、我々の会派では、まだ1年経過しただけではないか、という意見があり、予算常任委員会とした過程には、様々な議論が尽くされて決まった経緯があるので、今の予算常任委員会の流れを早急に変えるべきではないという意見である。

島田副委員長が示されたように、四常任委員会の審査内容が少なくなるなどの諸課題が目前にあるのは分かるが、四常任委員会の審査を深める努力などをした上で、改善を検討していくとよいという意見である。

松本委員

我が会派は、島田副委員長提案にも大半がそのとおりであるとの意見であった。ただし、予算常任委員会誕生の経緯の中で、その議論の過程を見た時に、皆で予算審査を行うべきだという主義を主張してきた。せっかく予算の常任委員会化をしたわけであるから、もう少し推移を見た方がよいという意見もあった。

また、決算特別委員会のあり方も合わせて議論した方がよいのではないかという意見もありました。

島田副委員長

前回、荻野委員から当初予算についても同様に付託のあり方を変えていくのか、という話があったが、その点についての意見はあるか。

荻野委員

仮に一般会計と特別会計、事業会計を分けて委員会付託することになった場合には、当初予算も同様に分けて審査の方がよい。

島田副委員長

当初予算も補正予算と同様に特別会計、事業会計を分けて審査することにした。

荻野委員

見直した場合に、議会の日程も審査日が増えたりするなど、影響があるのではないか。案のようなものを示してもらいたい。

島田副委員長

検討して作成してみる。基本的には変わらないと思うが、現在のコロナ禍で二常任委員会ずつの審査の場合には、影響があるかもしれない。

川辺委員が言っていた、もう少し続けた方がよいということについてはどうか。

川辺委員

今期中は今の流れで行って、その中で課題を精査する。元々の予算常任委員会を誕生させた過程をしっかりと確認、検証し、その上で見直さないとまた元の時と同じような問題点が出てくることもあり得ると思う。

昨年、議員提出議案として改正したからには、軽はずみに変えていくのはどうかと考える。試行錯誤しながら、問題点を見て、その上で変えるなら変えていくほうがよいという意見である。

島田副委員長

今回は皆さんから意見を聞くところまででよいと思う。委員会としてどういう方向性で進めていくかは次回以降とする。

越阪部委員長

この件も時間をかけて進めていきたいと思います。委員会付託のあり方について見直す場合に、その対象に、補正予算だけではなく当初予算も含めるということによろしいでしょうか。

(委員了承)

散 会(午後2時27分)